

第7回士幌町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年1月12日(金) 午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 士幌町役場庁舎2階 庁議室

3. 出席委員(14人)

会 長		渡 邊 睦 実
会長職務代理者	1 番	森 本 耕 二
委 員	2 番	佐 藤 輝 実
〃	3 番	足 立 雅 人
〃	4 番	渡 邊 一 元
〃	5 番	山 内 徳 彦
〃	6 番	香 川 国 彦
〃	7 番	上 山 靖
〃	8 番	中 田 義 弘
〃	9 番	小 野 寺 保
〃	10 番	後 藤 範 雄
〃	11 番	河 村 繁 美
〃	12 番	篠 原 末 治
〃	13 番	遠 藤 政 雄

4. 議 事

第1 議事録署名委員の指定

13 番	遠 藤 政 雄
1 番	森 本 耕 二

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による報告について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条に規定による許可申請について
議案第3号 農地等のあっせん申し出について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条に規定による農用地
利用集積計画の決定について
議案第5号 現況証明願について
議案第6号 旧拓鉄用地の払下げについて

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	細 野 幸 彦
農地兼振興係長	加 藤 吉 宏
事務局職員	本 田 莉 菜

6. 会議の概要

事務局長 (細野局長)	それでは、ただいまより第7回土幌町農業委員会総会を開催致します。 はじめに農業委員会憲章を斉唱しますので、ご起立ください。
全員	【土幌町農業委員会憲章を斉唱する】
事務局 (細野局長)	ありがとうございました。 次に、渡邊会長からご挨拶をお願いいたします。
渡邊会長	改めまして、皆さん明けましておめでとうございます。今年の年明け元日は少し雪が降りまして土幌高原からの初日の出は拝むことはできませんでしたが、皆さんには穏やかな新年をお迎えになったと思います。 東北の方では非常に大雪で列車等が止まったりして大変なことになっているとのことですが、明日はセンター試験もあるということで穏やかに試験が行われることを願うところであります。 2018年ということで特に農政のうえでは日中EPAの方が去年合意したとのことで政府としては今年の夏ごろには署名をして国会でも承認されて来年には発行したいとのことですし、11カ国で新たに動いておりますTPPの方も2～3月頃には署名をしてそのまま国会審議して承認ということですが、特別委員会も設けずに審議承認をするというようなことで、いよいよ国民に対する説明が少なくなってしまうのではと危惧しているところであります。それでもカナダの出方次第では来年に発行したいと考えているそうですが、国内の農業についても特に牛肉や小麦や乳製品、砂糖等にも影響が出てくるとのことです。道の方でもまたその影響について調査するとのことですが、非常に心配されるところであります。なにはともあれ、今年も昨年同様、穏やかな天気でのいい出来秋を迎えることができるよう祈念するところです。それでは本日もご審議のほどよろしくをお願いいたします。
事務局 (細野局長)	ありがとうございました。 なお、本日総会出席委員は14名全員出席でございます。定則数に達しており、本総会が成立することをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては、慣例により渡邊会長をお願いいたします。
渡邊議長	それでは会務報告について、事務局より説明願います。
事務局 (細野局長)	【会務報告を朗読】

渡邊議長	それでは会務報告の補足を求めます。森本代理
1 番 (森本代理)	ありません。
渡邊議長	佐藤農地小委員長
2 番 (佐藤委員)	ありません。
渡邊議長	足立農業振興小委員長
3 番 (足立委員)	ありません。
渡邊議長	みなさんの方から会務報告について何かありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので会務報告につきまして承認されたものとしします。 つづきまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。1 3 番遠藤政雄委員、1 番森本耕二委員、よろしく願いいたします。
	それでは、議事に入りたいと思います。報告第 1 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による報告について事務局より説明願います。
事務局 (加藤係長)	報告第 1 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による報告について次のとおり、合意による賃貸借契約の解除通知があったので報告します。平成 3 0 年 1 月 1 2 日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実
	【報告第 1 号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	それでは賃貸借契約の解約ということで番号 1 番〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	それでは番号 2 から 4 番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員	ありません。
渡邊議長	それでは番号5から7番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので報告第1号は承認されたものとします。 次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局 (加藤係長)	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり、申請があったので審議願います。平成30年1月12日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実 【議案第1号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	それでは番号1番〇〇の〇〇さんの件につきまして調査員の報告を求めます。
2番 (佐藤委員)	現地を確認して来ましたが、〇〇さんは現在、農地の全てを有効に利用しており、農業に従事する家族の状況、保有している機械の状況から見ても今回の申請により農地を受けても農地を有効的に利用できると見込まれます。
渡邊議長	それでは、ただ今の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号2番から4番〇の〇〇さんの件につきまして調査員の報告を求めます。
11番 (河村委員)	現地を確認して来ましたが、〇〇さん〇〇さん〇〇さんは現在、農地の全てを有効に利用しており、農業に従事する家族の状況、保有している機械の状況から見ても今回の申請により農地を受けても農地を有効的に利用できると見込まれます。
渡邊議長	それでは番号2番から4番の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号5番〇〇の〇〇さんの件につきまして調査員の報告を求めます。
3番 (足立委員)	先日、現地を確認して来ましたが、〇〇〇〇さんは現在、農地の全てを有効に利用しており、後継者もおり農業に従事する家族の状況、保有している機械の状況の状況から見ても今回の申請された農地を耕作しても全て有効的に利用できると見込まれます。
渡邊議長	それでは、ただ今の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号6番〇〇〇の〇〇さんの件につきまして調査員の報告を求めます。
7番 (上山委員)	現地を確認して来ましたが、今回の3条の申請は〇〇〇〇による使用貸借を行うための申請です。現在、〇〇さんは〇〇さんのもとで後継者として農業に従事しています。農業に従事する家族の状況、保有している機械の状況から見ても今回の申請により農地の使用貸借を受けても農地を有効的に利用できると見込まれます。
渡邊議長	それでは、ただ今の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので議案第1号は承認されたものとします。 次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局 (加藤係長)	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について次のとおり、許可申請があったので審議願います。なお、許可相当と決した場合、農地法第5条第3項の規定に基づき北海道農業会議に意見聴取し、農業会議から許可相当の答申により農業委員会会長の専決により許可を行うこととする。 平成30年1月12日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実 【議案第2号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長 それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請ということで、この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

渡邊議長 ○○さんの農地はまだありますか。

事務局
(加藤係長) いいえ。これで最後になりました。

渡邊議長 他にありませんか。

全員 ありません。

渡邊議長 ないようですので、議案第2号は承認されたものとします。
次に議案第3号農地等のあっせん申し出について事務局より説明願います。

事務局
(加藤係長) 議案第3号農地等のあっせん申し出について次のとおり、申し出があったので審議願います。平成30年1月12日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実
【議案第3号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長 それでは所有権移転の番号1番○○○の○○さんの件について意見質問を求めます。

10番
(後藤委員) はい。この件につきましては○○○○○農用地利用調整協議会に一任願います。

渡邊議長 ただ今、後藤委員よりこの件につきましては○○○○○農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。

全員 はい。

渡邊議長 続きまして、番号2番○○の○○さんの件につきまして意見質問を求めます。

9番
(小野寺委員) はい。この件につきましては○○○○○農用地利用調整協議会に一任願います。

渡邊議長 　ただ今、小野寺委員よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。

全員 　はい。

渡邊議長 　続きまして番号3番〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。

4番
（渡邊委員） 　はい。この件につきましては〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。

渡邊議長 　ただ今、渡邊委員よりこの件につきましては〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。

全員 　はい。

渡邊議長 　それでは続きまして貸借の番号4番〇〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。

6番
（香川委員） 　はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。

渡邊議長 　ただ今、香川委員よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。

全員 　はい。

渡邊議長 　続きまして番号5番〇〇の〇〇さん、6番〇〇の〇〇さん、7番〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。

5番
（山内委員） 　はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。

渡邊議長 　ただ今、山内委員より番号5番から7番の件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。

全員 　はい。

渡邊議長	続きますして番号8番〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。
9番 (小野寺委員)	はい。この件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、小野寺委員よりこの件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きますして番号9番〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。
6番 (香川委員)	はい。この件につきましても〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願います。
渡邊議長	ただ今、香川委員よりこの件につきまして〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	続きますして番号10番〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。
3番 (足立委員)	はい。この件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいと思います。
渡邊議長	ただ今、足立委員よりこの件につきましては〇〇〇〇〇農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですがよろしいでしょうか。
全員	はい。
渡邊議長	それでは議案第3号は承認されたものとします。 次に議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局
(加藤係長)

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、土幌町より決定が求められた次の農用地利用集積計画について、審議願います。平成30年1月12日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実

【議案第4号、議案書をもとに朗読と説明】

すみません。

番号24番〇〇さんと〇〇さんの賃貸借の金額ですが、〇〇〇〇円ではありませんでした。〇〇〇〇円になります。

渡邊議長

それでは議案第4号の所有権移転番号1番〇〇〇の〇〇さん、2番〇〇〇の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

8番
(中田委員)

番号2番〇〇〇と〇〇〇〇〇の申請は〇〇何線の何号ですか。

事務局
(加藤係長)

〇〇に行く道路の途中、〇〇〇さんの〇〇です。

渡邊議長

土掘して作ったようです。

事務局
(加藤係長)

そうです。

渡邊議長

他にありませんか。

全員

ありません。

渡邊議長

それでは貸借番号3番から5番まで〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員

ありません。

渡邊議長

続きまして番号6番〇〇〇の〇〇さんの件について意見質問を求めます。意見質問はありませんか。

全員

ありません。

渡邊議長	続きまして番号7番〇〇の〇〇さんの件について意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号8番から13番まで〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号14番から22番まで〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号23番〇〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号24番〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号25番〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
5番 (山内委員)	1つ前の24番〇〇の〇〇さんの件で期間が10年間ということですが始期と終期が間違っていないですか。
事務局 (加藤係長)	現在、〇〇さんが借りている農地を会社の名義に変えるだけというもので契約内容の変更ではありませんので契約期間はそのまま継続です。残り期間を会社名義に変更するだけです。
渡邊議長	他にありませんか。

全員	ありません。
渡邊議長	上山委員退席願います。 続きまして番号26番〇〇〇の〇〇さんの件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	上山委員お戻り下さい。 続きまして番号27番から36番まで〇〇〇〇の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号37番から39番まで〇〇〇の件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
4番 (渡邊委員)	なぜ登記簿は山林で現況は畑になっているのですか。
事務局 (加藤係長)	もともと山林の所を畑に変更しているからです。登記の変更手続きをしてないので山林のままなのですが現況は畑として使っています。
渡邊議長	他にありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	ないようですので、議案第4号は承認されたものとします。 次に議案第5号現況証明願について事務局より説明願います。
事務局 (加藤係長)	議案第5号現況証明願について次のとおり、申し出があったので審議願います。平成30年1月12日提出士幌町農業委員会会長渡邊睦実 【議案第5号、議案書をもとに朗読と説明】
渡邊議長	それでは番号1番〇〇の〇〇さんの件につきまして調査員の報告を求めます。

8番 (中田委員)	はい。1月10日に現地を調査して参りました。現地は農地・採草放牧地以外ということで報告させていただきます。
渡邊議長	この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号2番〇〇の〇〇さんの件につきまして調査員の報告を求めます。
3番 (足立委員)	はい。先日1月10日に現地を確認して来たところ、現地が現在、農地・採草放牧地以外となっていることを確認したので報告いたします。
渡邊議長	この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
全員	ありません。
渡邊議長	続きまして番号3番、先ほど集積の所有権移転に出てきました〇〇〇の〇〇〇〇さんが買う農地の件につきまして調査員の報告を求めます。
6番 (香川委員)	はい。先日、現地を確認しまして農地を確認できましたのでご報告いたします。
渡邊議長	この件につきまして意見質問を求めます。意見質問はありませんか。
13番 (遠藤委員)	この現況証明願というのは別名が非農地証明ということで登記簿の地目を変更するための証明なのです。あくまで登記簿が畑であってそれ以外の地目にするための証明なのです。それで今回申請の〇〇〇からの売買なのですが地目の現況を見ると農地・採草放牧地以外なのですが、農地・採草放牧地以外って本当の現況は畑ですよ。
事務局 (加藤係長)	はい。総会前に訂正を入れました。 現況は農地になっていたので「採草放牧地以外」を削除してください。
13番 (遠藤委員)	農地に地目変更をする場合、特に証明なく農業委員会の職権でできると思いますがどうですか。非農地証明というもので。
事務局 (加藤係長)	法務局に確認しましたが、農業委員会が確認してきた証明が付いたほうが、すんなり登記の変更ができるので、できたら現況証明願を出してほしいと言われましたので最近はそのような方法を取っています。

13番
(遠藤委員)

もう一つ意見を言わせていただきます。例えば、今回申請のあった〇〇さんや〇〇さんの件は本来、既成事実で正当な方法ではないです。位置図39ページを見ると農地に堆肥舎と思われるのが建っていますが、本来ならば堆肥舎を建てる時に農地法第4条の転用申請を行うのが本来の方法で、先に既成事実を作ってしまった、この現況証明願で認めてもらう方法は本来の方法ではありませんので、もし農業委員がそのような事実を掴んだら本人に4条の転用申請をしてくださいというのが本来の形です。実際には過去にもこのような事例はあります。

事務局
(加藤係長)

遠藤委員からそのような説明がありましたが、一応農業会議の方も追認、既成事実が見つかった場合、後から申請をするように最近は指導されています。どこまで遡る必要があるのか聞いたのですが、どこまでも遡るようにとのことで地図など確認できるものがないので分かった時点で良いのか聞いたら、良いとの回答でした。また、追認で申請した場合、なぜそうなったのか理由を付ける必要があるとのことで、なかなか他の町村も追認できていないのが現状です。農業委員さんがそのような事実を確認できた時点で本人に申請を出したかこれからは声がけをしていただければと思います。もし、申請を出してない時は仕方ないので、その後に申請書を作成して農業委員会に提出をしていただければ許可できて堂々とすることができるので、見受けられたら一声かけて農業委員会に相談に行くように伝えて頂ければ助かります。

渡邊議長

他にありませんか。

全員

ありません。

渡邊議長

ないようですので、議案第5号は承認されたものとします。
次に議案第6号旧拓鉄用地の払下げについて事務局より説明願います。

事務局
(加藤係長)

議案第6号旧拓鉄用地の払下げについて、このことについて、旧拓鉄用地の払下げについて土幌町より意見を求められたので、審議願います。
平成30年1月12日提出土幌町農業委員会会長渡邊睦実

【議案第6号、議案書をもとに朗読と説明】

渡邊議長

問題とはどういうことですか。

<p>事務局 (加藤係長)</p>	<p>現状は使いづらい農地がもし、〇〇さんが取得すれば一体的に使えるのですが現状は使えてないのです。経営状況としては取得しても問題ないかと思えます。〇〇さんも旧拓鉄用地を取得するのであれば現在、〇〇〇の土地改良事業が入るのでそれと合わせて土地の整備をしたいと言っていますので有効的に利用できるのではないかと思います。</p>
<p>8番 (中田委員)</p>	<p>今は原野の状態ですか。</p>
<p>事務局 (加藤係長)</p>	<p>今は木が生えています。</p>
<p>4番 (渡邊委員)</p>	<p>これは延長線上、〇〇からずっと〇〇を通過して〇〇を通過して〇〇〇の方に拓殖鉄道は走っていたと思いますが、同じような状況のところはありますか。</p>
<p>事務局 (加藤係長)</p>	<p>同じような状況のところはいっぱいあると思います。それで畑の中に走っているものに関しては町に契約しないでそのまま使っていると思います。</p>
<p>渡邊議長</p>	<p>旧拓鉄用地は土幌町の土地ですよ。</p>
<p>事務局 (加藤係長)</p>	<p>そうです。普段は占有で畑として使っていると思いますが、もし土地改良を入れる時は町の土地なのでできません。それ以外は特に問題はありません。道路用地と同じような扱いです。ただ、旧拓鉄用地として町が持っているだけです。</p>
<p>4番 (渡邊委員)</p>	<p>図面上、ここは旧拓鉄用地と分かるように整理を行ったほうが良いと思います。</p>
<p>事務局 (加藤係長)</p>	<p>町と相談する必要があります。</p>
<p>13番 (遠藤委員)</p>	<p>今回、町が譲与を受けた場所はこの部分だけですか。それとも他にありませんか。</p>
<p>事務局 (加藤係長)</p>	<p>この部分に関しては町が譲与を受けているのは分かりますが、その他に関しては調べないと分かりません。</p>

13番
(遠藤委員) 旧拓殖用地でまだ拓鉄名義のところは特に〇〇に残っていると思います。

事務局
(加藤係長) そのことについては後日、確認します。

13番
(遠藤委員) 個人に払下げしないと事業は使えないということですか。

3番
(足立委員) 使えません。

渡邊議長 農業委員会としては農地として有効的に使えば良いということによろしいですか。

全員 はい。

事務局
(加藤係長) それでは〇〇さんに払下げをしても問題ないということで町に意見を出してもよろしいですか。

全員 はい。

渡邊議長 それでは議案第6号は承認されたものとします。
以上をもちまして土幌町農業委員会第7回総会を閉会いたします。

午後2時20分 閉会